



Title	目で見るWHO 第68号 巻末資料等
Author(s)	
Citation	目で見るWHO. 2019, 68, p. 32
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/86598
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

WHO憲章

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され、1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全

な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の

一つである」といったように格調高いものです。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

日本WHO協会理事 中村安秀

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any States in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則が全ての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

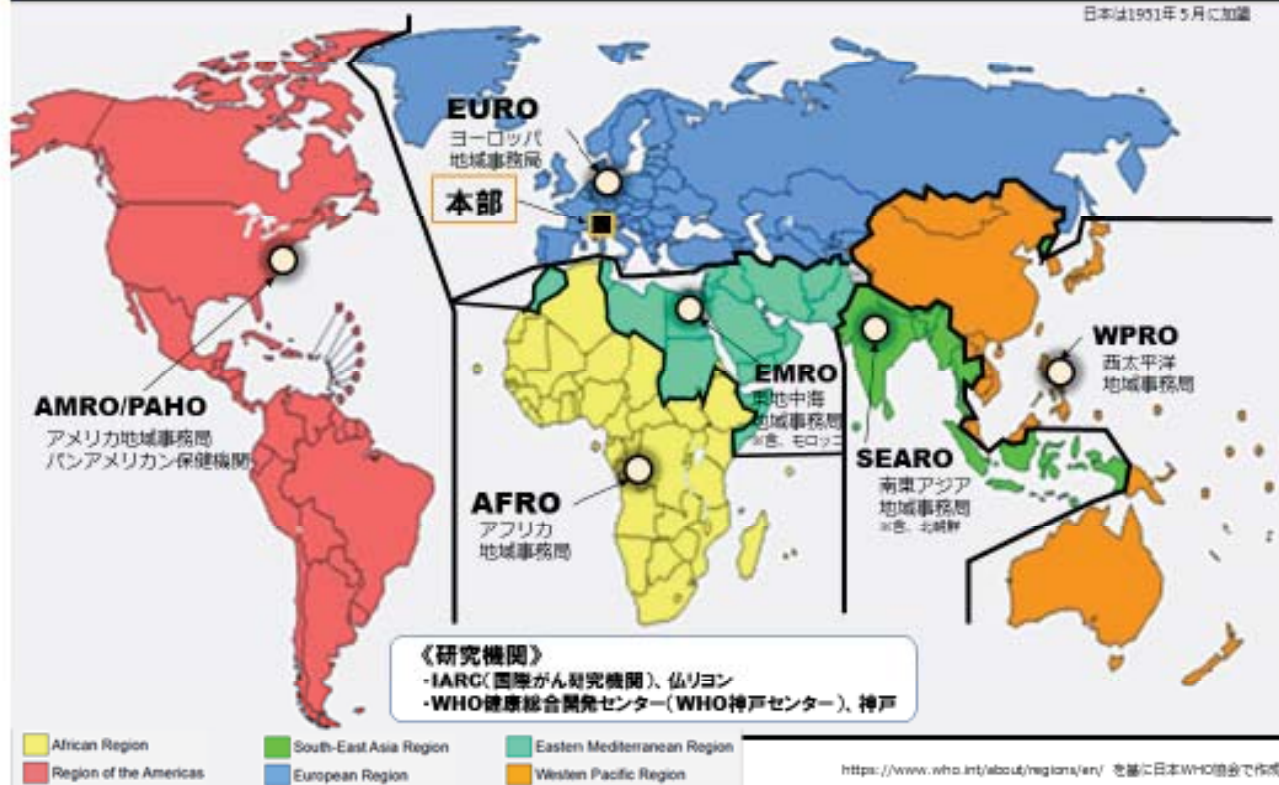
各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

WHOの地域事務局と管轄エリア

(2018年4月現在(1947年国・地域と2連邦国))

日本は1951年5月に加盟



南北アメリカ地域

アメリカ合衆国
アルゼンチン
アルバ
アンギラ
アンティグア・バーブーダ
イギリス領ヴァージン諸島
ウルグアイ
エクアドル
エルサルバドル
オランダ領アンティル
カナダ
ガイアナ
キューバ
キュラソー
グアテマラ
グアドループ
グレナダ
ケイマン諸島
コスタリカ
コロンビア
セントマーテン
ジャマイカ
スリナム
セントクリストファー・ネイビス
セントビンセント・グレナディーン諸島
セントルシア
タークス・カイコス諸島
トリニダード・トバゴ
ドミニカ
ドミニカ共和国
ニカラグア
ハイチ
パナマ
パラグアイ
フランス領ギアナ
ブラジル
ペルー
ベネズエラ・ボリバル共和国
ペリウ

ヨーロッパ地域

アイスランド
アイルランド
アゼルバイジャン
アルバニア
アルメニア
アンドラ
イスラエル
イタリア
ウクライナ
ウズベキスタン
エストニア
オーストリア
オランダ
カザフスタン
キプロス
キルギスタン
ギリシャ
クロアチア
グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国
サンマリノ
ジョージア
スイス
スウェーデン
スベイン
スロバキア
スロベニア
セルビア
タジキスタン
チェコ共和国
デンマーク
トルクメニスタン
トルコ
ドイツ
ノルウェー
ハンガリー
フィンランド
フランス
ブルガリア
ベラルーシ

アフリカ地域

ベルギー
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ポーランド
ポルトガル
マルタ
モナコ
モルドバ共和国
モンテネグロ
ラトビア
リトアニア
ルーマニア
ルクセンブルク
ロシア連邦
北マケドニア

アルジェリア
アンゴラ
ウガンダ
エスワティニ
エチオピア
エリトリア
カボヴェルデ
カメルーン
ガーナ
ガボン
ガンビア
ギニア
ギニアビサウ
コートジボワール
コモロ
コンゴ
コンゴ民主共和国
サントメ・プリンシペ
ザンビア
シエラレオネ
ジンバブエ
セイシエル
セネガル
タンザニア連合共和国
チャド
トーゴ
ナイジェリア
ナミビア
ニジェール
ブルキナファソ
ブルンジ

東地中海地域

アフガニスタン
アラブ首長国連邦
イエメン
イラク
イランイスラム共和国
エジプト
オマーン
カタール
クウェート
サウジアラビア
シリアアラブ共和国
ジブチ
スーダン
ソマリア
チュニジア
バーレーン
パキスタン
パレスチナ占領地
モロッコ
ヨルダン
リビア
レバノン

東南アジア地域

インド
インドネシア
スリランカ
タイ
ネパール
バングラデシュ

西太平洋地域

ブータン
ミャンマー
モルディブ
朝鮮民主主義人民共和国
東ティモール

アメリカ領サモア (米)
ウキリス・フツナ (仏)
オーストラリア
カンボジア
キリバス
クック諸島
グアム (米)
サモア
シンガポール
ソロモン諸島
ツバル
トケラウ (ニュージーランド)
トンガ
ナウル
ニウエ
ニューカレドニア (仏)
ニュージーランド
バヌアツ
バブアニューギニア
パラオ
ピトケアン島 (英)
フィジー
フィリピン
フランス領ポリネシア (仏)
ブルネイ・ダルサラーム
ベトナム
マーシャル諸島
マカオ SAR (中)
マレーシア
ミクロネシア連邦
モンゴル
ラオス人民民主共和国
香港特別行政区 (中)
大韓民国
中華人民共和国
日本
北マリアナ諸島連邦 (米)

日本の「WHO協力センター」一覧表

(2019年2月現在)

Reference	Institution name
JPN-28	国立感染症研究所（東京都新宿区）
JPN-32	（公財）放射線影響研究所（広島市）
JPN-38	（公財）結核予防会結核研究所（東京都清瀬市）
JPN-45	国立国際医療研究センター（東京都新宿区）
JPN-46	北里大学（東京都港区）
JPN-49	国立水俣病総合研究センター（水俣市）
JPN-50	国立保健医療科学院（和光市）
JPN-51	国立保健医療科学院（和光市）
JPN-53	産業医科大学（北九州市）
JPN-54	富山大学（富山市）
JPN-56	国立病院機構京都医療センター（京都市）
JPN-57	国立病院機構久里浜医療センター（横須賀市）
JPN-58	聖路加国際大学（東京都中央区）
JPN-61	大阪母子医療センター（大阪府和泉市）
JPN-64	国立感染症研究所（東京都武蔵村山市）
JPN-67	長崎大学（長崎市）
JPN-68	長崎大学医学部（長崎市）
JPN-70	国立障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）
JPN-73	東京医科歯科大学（東京都文京区）
JPN-75	新潟大学大学院医歯学総合研究科（新潟市）
JPN-76	労働安全衛生総合研究所（東京都清瀬市）
JPN-77	兵庫県立大学看護学部地域ケア開発研究所（明石市）
JPN-78	日本大学（東京都千代田区）
JPN-79	量子科学技術研究開発機構（千葉市）
JPN-83	独協医科大学越谷病院（埼玉県越谷市）
JPN-85	厚生労働省（東京都千代田区）
JPN-87	北海道大学（札幌市）
JPN-88	医薬基盤・健康・栄養研究所（東京都新宿区）
JPN-89	群馬大学（前橋市）
JPN-90	国立保健医療科学院（埼玉県和光市）
JPN-91	北海道大学（札幌市）
JPN-92	国立精神・神経医療研究センター（東京都小平市）
JPN-93	国立感染症研究所（東京都新宿区）
JPN-94	国立国際医療研究センター（東京都新宿区）
JPN-95	金沢大学（金沢市）
JPN-96	福島県立医科大学（福島市）